

令和元年6月12日

令和元年第2回岬町議会定例会

第2日会議録

令和元年第2回（6月）岬町議会定例会第2日会議録

○令和元年6月12日（水）午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 松尾 匡	2番 谷崎 整史	3番 道工 晴久
4番 中原 晶	5番 坂原 正勝	6番 反保 多喜男
7番 辻下 正純	8番 小川 日出夫	9番 竹原 伸晃
10番 和田 勝弘	11番 出口 実	12番 奥野 学

欠席議員 1名

欠 員 0名

傍 聴 3名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	教育次長兼指導課長 澤 憲一
副 町 長 中口 守可	会計管理者 福井 智淑
副 町 長 松岡 裕二	まちづくり戦略室理事 兼人事担当課長 廣田 尚司
教 育 長 笠間 光弘	総務部理事 兼財政改革部理事 栗山 茂雄
まちづくり戦略室長 兼町長公室長 兼財政推進担当課長 川端 慎也	総務部理事兼 企画地方創生課長 寺田 武司
総 務 部 長 西 啓介	財政改革部理事 兼 税 務 課 長 阪本 隆
財政改革部長 相馬 進祐	しあわせ創造部 理事兼住民課長 今坂 嘉文
しあわせ創造部長 松井 清幸	都市整備部理事 兼産業観光促進課長 吉田 一誠
都市整備部長 家永 淳	財政改革課長 内山 弘幸
まちづくり戦略室 危機管理監 竹下 雅樹	

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 鈴木 真澄

議会事務局主査 池田 雄哉

○会 期

令和元年6月11日から27日（17日）

○会議録署名議員

3番 道工 晴久

4番 中原 晶

---

#### 議事日程

日程第 1	議案第33号	専決処分の承認について（平成30年度岬町一般会計補正予算（第9次））
日程第 2	議案第34号	専決処分の承認について（平成30年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第3次））
日程第 3	議案第35号	専決処分の承認について（平成30年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第3次））
日程第 4	議案第36号	令和元年度岬町一般会計補正予算（第2次）について
日程第 5	議案第37号	令和元年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第1次）について
日程第 6	議案第38号	令和元年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）について
日程第 7	議案第39号	工事請負契約の締結について（平成31年度町道海岸連絡線道路整備工事（その1））
日程第 8	議案第40号	工事請負契約の締結について（平成31年度多奈川歴史街道線道路整備工事）
日程第 9	議案第41号	工事請負契約の締結について（岬町防災行政無線再整備工事（その2））
日程第10	議案第42号	岬町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
日程第11	議案第43号	岬町国民健康保険条例の一部改正について
日程第12	議案第44号	岬町教育委員会委員の任命について
日程第13	報告第 3号	平成30年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第14	報告第 4号	債権の放棄の報告について

(午前10時00分 開会)

○奥野 学議長 皆さんおはようございます。

ただいまから令和元年第2回岬町議会定例会2日目を開会します。

ただいまの時刻午前10時00分です。

本日の出席議員は11名です。欠席議員は1名です。出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

---

○奥野 学議長 日程第1、議案第33号「専決処分の承認について（平成30年度岬町一般会計補正予算（第9次））」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第1、議案第33号、専決処分の承認について（平成30年岬町一般会計補正予算（第9次））をご説明いたします。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の理由といたしましては、平成30年度一般会計決算見込みにおきまして、不用額及び大阪府市町村振興補助金等特定財源の確定に伴う財源更正並びに地方債借入額の決定による地方債限度額の変更等に係る補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年3月29日付で専決処分をしたものでございます。

まず、補正予算の内容の説明をさせていただく前に、平成30年度一般会計の決算見込みなどについてご説明をさせていただきます。

先日、内閣府が発表いたしました今年1月から3月期の国内総生産（GDP）の速報値によりますと、物価変動の影響を除いた実質成長率は年率換算で2.1%の増加となっております。また、一昨日の今週10日の月曜日にはGDPの改定値が公表され、年率2.2%に上方修正されております。個人消費は低迷したものの、公共投資が下支えしたほか、輸入の減少も計算上GDPを押し上げたとされております。3月の景気動向指数など景気減速を示す経済指標が相次いでいただけに、マイナス転落を見込んでいた事前の市場予想を覆し、2四半期連続のプラス成長となりました。

一方で、内需の柱である個人消費は弱く、海外経済の減速により企業の設備投資も先送りの動きが出て、減少に転じていると言われております。こうした状況は、地域経済にも相当な影響が及ぶと考えられることから、10月に予定されております消費税率引き上げとあわせまして、今後ともその動きを注視していく必要があると考えております。

次に、本町に目を向けますと、平成30年度は、歳入では、町税は昨年度からわずかながら増額が見込まれるものの、譲与税や各種交付金は昨年度に比べ減少となる見込みでございます。

一方、歳出におきましては、少子高齢化の進展に伴う社会保障関係経費が増大し、公債費が高止まりしているなどの状況の中での厳しい財政運営となりましたが、大阪府市町村振興補助金などの財源の確保に加え、岬町行財政集中改革計画（第3次集中改革プラン）による取り組みなどにより、実質収支につきましては引き続き黒字を確保できる見通しとなっております。

町財政は依然として厳しい財政運営を余儀なくされており、今後とも行財政改革を積極的に推進していくことが急務となっております。

なお、決算の詳細につきましては、決算認定に係る議案上程時に改めて報告をさせていただきます。

それでは、補正予算の内容につきましてご説明いたします。

平成30年度岬町一般会計補正予算（第9次）につきましては、特定財源の確定に伴う財源更正及び歳出不用額の調整等を行った内容となっております。とりわけ、不用額の主な内容につきましては、町道海岸連絡線、町道西畑線、町道多奈川歴史街道線の各道路整備事業におきましては、社会資本整備総合交付金の交付決定の範囲内で予算を執行したことによるものでございます。また、防災行政無線の再整備につきましては、当初は債務負担行為を設定し、平成32年度までの3カ年の契約を予定していたものが、初年度の平成30年度を単年度契約に切りかえるとともに、事業費の圧縮に努めたことによるものでございます。

改めまして議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8億1,032万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,579万5,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。

第1表歳入歳出予算補正をご覧ください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては、11ページから26ページに記載しておりますのであわせてご参照願います。

町税といたしまして、収入見込みに伴いまして3,280万円を計上いたしております。主な

内容としたしましては、個人町民税が2,596万1,000円を、法人町民税が2,254万3,000円をそれぞれ増額計上する一方、固定資産税が934万5,000円を、町たばこ税が683万5,000円をそれぞれ減額計上いたしております。

地方譲与税、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金につきましては、交付決定に伴い、合計で2,290万8,000円を減額計上いたしております。国から示されました地方財政計画の伸び率や地方財政対策等を参考に予算計上いたしておりましたが、海外での不安定な経済情勢による株価の乱高下に加えまして、想定以上に消費が伸び悩んだことなどによりまして、予算と乖離する結果になったと考えられるところでございます。

分担金及び負担金につきましては、土地改良区から坊の山法面改修事業分担金31万3,000円を計上いたしております。

国庫支出金につきましては、交付決定に伴い3億2,874万円を減額計上いたしております。主な内容としたしましては、社会資本整備総合交付金につきましては、住宅費補助金として緑ヶ丘住宅PFI事業分748万9,000円を、道路橋りょう費補助金として町道海岸連絡線を含む道路整備等分3億2,084万8,000円をそれぞれ減額計上する一方、昨年9月の台風21号により生じた災害等廃棄物の積込処分経費に充当するための災害等廃棄物処理事業費補助金459万4,000円を、昨年7月の西日本豪雨により発生した災害について、激甚認定による河川災害復旧費補助金、町道災害復旧費補助金を合計で498万1,000円をそれぞれ増額計上いたしております。

3ページをご参照願います。

府支出金につきましては、交付決定に伴い2,143万4,000円を計上いたしております。主な内容としたしましては、大阪府市町村振興補助金1,620万円を、新たに年度末に大阪府知事選挙の執行に必要な準備作業が生じたことに伴う選挙執行委託金287万6,000円をそれぞれ計上いたしております。

財産収入につきましては、収入見込みに伴い基金預金利子の合計14万8,000円、株式会社ジェイコムウエスト利益配当金98万8,000円、合わせて113万6,000円を計上いたしております。

寄附金につきましては、ふるさと納税の収入見込みに伴い岬ゆめ・みらい寄附金2,200万円を減額計上いたしております。

繰入金につきましては、7,665万円を減額計上いたしております。主な内容としたしまし

では、本補正予算編成に伴い財政調整基金繰入金1億7,727万4,000円を減額計上する一方、岬ゆめ・みらい基金繰入金1億590万1,000円を増額計上いたしております。

諸収入につきましては、平成29年度の精算に伴い、後期高齢者医療広域連合負担金（医療費定率）返還金3,230万6,000円を増額計上する一方、収入見込みに伴い広域サイクルツアーリズム事業に係る海上サイクルルート利用料800万3,000円を減額計上いたしております。

町債につきましては、起債借入額の決定に伴い4億3,940万円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、防災行政無線整備事業債1億5,820万円を、町道海岸連絡線整備事業などの町道整備事業債2億6,610万円をそれぞれ減額計上するものでございます。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

4ページをご参照願います。なお、詳細につきましては27ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

総務費につきましては、1億7,962万円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、不用額の調整に伴い、広報広聴費について防災行政無線再整備事業に係る重点監理業務委託料、再整備工事など合計で1億5,884万8,000円を、地方創生総合戦略事業について、出産祝金事業報償費や海上サイクルルート業務委託料など合計で1,069万5,000円をそれぞれ減額計上いたしております。

民生費につきましては、不用額の調整に伴い旧深日保育所解体撤去事業に係る重点監理業務委託料、解体撤去工事など合計で639万4,000円を減額計上するものでございます。

衛生費につきましては、2,399万9,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、不用額の調整に伴い、塵芥処理費の光熱水費375万円を、し尿処理費の修繕料729万6,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

農林水産事業費につきましては、ため池ハザードマップの作成を令和元年度に実施することになったことに伴い、平成30年度の予算額250万円を不用額として一旦減額計上し、新たに令和元年度当初予算において同額を計上し直したものでございます。

土木費につきましては、5億7,319万2,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、不用額の調整に伴い、道路維持費について、町道海岸連絡線整備事業に係る整備委託料、整備工事など合計で2億7,496万円を、町道西畑線整備事業に係る設計業務委託料、工事用借地料、道路改良工事、道路用地買収費を合計で1億2,852万円を、町道多奈川歴史街道線道路整備工事1億1,120万1,000円をそれぞれ減額計上するものでござ

います。

消費費につきましては、584万8,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、不用額の調整に伴い泉州南消防組合負担金450万円を、自主防災組織育成事業補助金74万円をそれぞれ減額計上いたしております。

教育費につきましては、1,038万1,000円を減額計上いたしております。主な内容としていたしましては、不用額の調整に伴い小学校の光熱水費523万6,000円を、中学校の光熱水費100万2,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

5ページをご参照願います。

災害復旧費につきましては、1,224万4,000円を減額計上いたしております。主な内容としていたしましては、不用額の調整に伴い町道西畑線外災害復旧工事426万6,000円を、普通河川西川外災害復旧工事761万7,000円をそれぞれ減額計上いたしております。

公債費につきましては、不用額の調整に伴い一時借入金利子240万9,000円、地方債利子償還金188万1,000円、合計で429万円を減額計上するものでございます。

諸支出金につきましては、814万8,000円を計上しております。主な内容としていたしましては、財政調整基金費におきまして、前年度決算に伴う積立金及び利子積立金を合計で3,007万2,000円を増額計上する一方、岬ゆめ・みらい寄附金の収入見込みに伴い、岬ゆめ・みらい基金積立金2,195万7,000円を減額計上するものでございます。

続いて、6ページ、7ページをご参照願います。

第2表地方債補正をご覧ください。

地方債借入額の決定に伴い、防災行政無線再整備事業外9事業の限度額の変更を行うとともに、橋りょう整備事業の廃止を行うものでございます。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましてはご覧のとおりとなっております。

以上が補正予算の内容でございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑はございませんか。和田勝弘議員。

○和田勝弘議員 この専決の8億1,032万円の大きな金額ですが、個々に専決の理由はあると思いますが、大きな金額を減額することについて、住民に迷惑をかけるようなことはないのかどうか1点お聞きしたいのです。相馬部長、よろしく頼みます。

○奥野 学議長 相馬財政改革部長。



○相馬財政改革部長 ご答弁申し上げたいと思います。

この最終専決予算につきましては、議員先ほどおっしゃいましたとおり、予算総額で8億1,000万円程度の減額となっております。主な、ところにつきましては、先ほどご説明させていただきましたとおり、大きく2点あると考えてございます。

一つ目は、道路橋りょう関係が5億6,000万円程度の減となっております。全体で言いますと約7割程度でございます。二つ目は、防災行政無線の再整備の関係が1億5,800万円程度の減ということで約2割程度でございます。合わせまして約9割がこの二つの事業にかかわるものでございます。

直接住民生活に迷惑や支障が生じることがないかというご質問でございますけれども、一つは、先ほど言いましたとおり、道路につきましては、社会資本整備総合交付金の交付決定を踏まえまして事業を実施したということ。もう一つは、防災行政無線につきましては、当初は債務負担行為を設定し3カ年の契約の予定であったものが、初年度の平成30年度を単年度契約を行って、事業の圧縮に努めたものでございます。

それと、この後の報告で出てきますけれども、事業の進捗が遅れたものにつきましては、適切に翌年度に繰越措置を行うものでございます。

予算編成を預かる財政の立場から申しますと、予算編成を通じて財政規律を守りながら引き続き住民福祉の向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○奥野 学議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 わかりました。金額を聞いて言うのも何ですけど、今後はこういうことはやむを得ない場合は仕方ないと思いますが、できれば余りこの専決でこういう大きな金額が出ないようにお願いしたいと思います。これで終わります。

○奥野 学議長 ほかに質疑ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 まず初めに、私も和田議員同様、金額の大きさもそうですけれど、金額が大きいということは事業において変更が生じたということになりますから、できるだけ専決ではなく委員会に付託をできるような形で提案をいただきたいなということを改めて初めに申し上げておきたいと思います。

お聞きしたいのは、1点目は、防災行政無線の再整備事業にかかわることでございます。予算書というか、専決処分書ということになるのか、その中で防災行政無線の再整備事業については、何か所か書かれていることとなりますけれども、6ページのところで地方債補正の変更ということ

が記載されておりまして、先ほど来説明もいただいておりますが、2018年度において単年度契約に変えて、全体として予算が圧縮できる形に持っていこうということのかなと思うのですが、3カ年の事業費としては、当初の計画と、それから3カ年合計の圧縮できるというように考えているのでしょうか、事業費総額がどうなっているのか総額についてお聞きをしておきたいと思います。

それから、そのことにかかわってお尋ねするのですが、私ちょっとよくわからないのですが、債務負担行為から1年目、単年度契約に変えて2年度、3年度目も単年度契約にされるのかと思うのですが、そういうようにしたほうが係る経費が圧縮されるという、どのような理屈でそうなるのかなということをお聞きしたいなと思います。

それから、議案書の12ページ、歳入の町民税のところですが、個人町民税と法人町民税において増額ということで、専決処分をされたということがご報告されておりました。その増額の要因が何か目立ったものがあるのであれば参考までにお尋ねしたいと思います。

それから、18ページの款14国庫支出金、項2国庫補助金の目2衛生費国庫補助金、清掃費の補助金で住民生活課にかかわることで、災害等廃棄物処理事業費補助金についてお尋ねしたいのですが、これは大きな災害があつて、積み込み処分経費とおっしゃっておられましたけれども、国に災害に起因する廃棄物の処分量に基づいて申請をされたというのかなと思います。それで、これ実は結構最近も昨年の災害に起因して、いわゆる災害による廃棄物の処分が必要になったというご相談があつたりしましてね、これはまだ引き続き町の美化センターで昨年の災害、台風で起因する廃棄物については処分を受け付けてくれるのかどうか、そのあたりのことを参考までにお聞きしておきたいと思います。

それから、災害にかかわることで22ページの款15府支出金、項2府補助金、目7農林水産業費府補助金、ここで被災農業者経営体育成支援事業補助金が記載されておりまして、これは、以前お聞きしていたところだと3件について国・府・町が負担をし、また自己負担も一定必要にはなりますけれども、昨年の台風で被災をしたビニールハウス等の手当ということになっていくのかなと思うのですが、それについては、必要な措置が適切に行われたのか、要は、もともと議会に予定として提案されていた金額がそのまま執行されたのか、そのあたりについてお聞きをしておきたいと思います。

○奥野 学議長 財政改革部理事、阪本 隆君。

○阪本財政改革部理事 中原議員のご質問の町民税の増加要因ということでございますけれども、個人住民税の増加要因につきましては、所得割の中で、特に株式譲渡の売買による収益による増

加が要因でございます。

一方、法人町民税につきましては、30年度につきましては、第二阪和国道の関連法人の撤退がございますので、減少するとは見込んでいたのですが、一方、多目的公園や道の駅等の事業者の好調な状況がありまして、法人税が増加したといった状況でございます。

○奥野 学議長 しあわせ創造部理事、今坂嘉文君。

○今坂しあわせ創造部理事 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

災害等廃棄物処理事業費補助金としましては、昨年、平成30年9月4日の台風21号の影響によりまして排出されました廃棄物の処分に係る費用、この費用に要した2分の1が国庫補助対象としてなっております。この国における国庫補助額の基本額査定により算定された事業費の2分の1の額としまして459万4,000円を計上したものでございます。

それとあわせまして、現在もまだその台風21号で発生した災害ごみの処理については、町内で発生した災害ごみとして町が無料で処分するということは継続して続けているところでございます。

○奥野 学議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 私からは、15府支出金、2府補助金の7農林水産業費府補助金の被災農業者経営体育成支援事業補助金につきまして、議会に提案された執行経費と変わりはあるのかというご質問ですが、こちらにつきましては変わりはありません。今回専決でお願いしましたところは、繰り越しで対応した2件分について、国の当初の説明では、補助金のうち国費相当分につきましては特別交付金で措置されるということでしたが、国から大阪府を經由して支払われます間接補助金として取り扱うことになったということで、予算の増額をお願いしているものでございます。

○奥野 学議長 危機管理監、竹下雅樹君。

○竹下危機管理監 お答えいたします。

まず、防災行政無線の工事の総額でございますが、手元の資料では、当初5億6,000万円程度の経費がかかるだろうということでございましたが、昨年その1の工事をする際に今年度、来年度で整備する子局の分についても精査いたしまして、大体総額で4億円弱ということになる見込みでございます。

それから、あとその分割発注する意義と申しますか、そういうことを聞かれていたと思いますが、まず、昨年行いましたその1で親局と中継局を先にやったということでございます。これの一つの要因としましては、親局設備、以前役場本庁舎の2階にございましたけども、老朽化がも

う著しく親局を早急に整備する必要があったということがございます。その後で行う子局についても精査が必要という考えに基づいて分割したものでございます。

あわせて、分割発注することによりまして入札参加の機会を設けることにより、より競争原理が働き、さらなる削減効果が期待できると考えております。

○奥野 学議長 質疑ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 今お答えいただいた防災行政無線の再整備事業についてもう一度お聞きしたいと思います。

当初5億6,000万円の総事業費が精査を行って総額として4億円弱になる見込みということの説明いただきました。その圧縮の要因の中心は何でしょうか。

分割発注というか、年度ごとの契約ということは、それぞれの単年度ごとの負担を軽くすること、ということを狙ってやったりすることもあるのかなというようには思っているのですが、金額としては結構大きい金額の圧縮、圧縮できることそのものは町財政の負担ということを考えますと結構だと思うのですが、問題は中身なのですよ。そのことによって住民への影響がどうなるのかということはお出ましますので、圧縮できる、その精査の中身ですね、どうしてそれだけの金額が圧縮できるということになったのかということをお尋ねしたいと思います。

それから、もう1点。災害等廃棄物処理事業費補助金についてですけれども、これは、まだ引き続いて無料で処分をする、計量を継続しているということで、大変結構な措置だと思うのですが、申請をするにあたっては、一定の期限があって、総量等を計算して、それで国に対してこの補助金の申請を行うということになるわけですが、一旦申請はしたということでこの金額が出てきているのだと思うのですが、この先いつごろまで受け入れることにしているのか、できれば長い期間、昨年の台風に起因する廃棄物については無料で町が処分するというのを継続するべきだと思いますけれども、もし期限等を今の時点でお考えでしたらそのことについても聞いておきたいと思っております。

○奥野 学議長 竹下危機管理監。

○竹下危機管理監 お答えいたします。

先ほど工事を2分割発注することの意義ということでお答えさせていただいていたのですが、一つ確かに漏れがございました。その一つの要因としましては、これ全部起債による整備でございますので、できるだけ3年間で割り振りしようということで、そういうことも踏まえて分割発注にしております。

それから、その内容ですね、精査した内容でございますが、昨日も若干お答えしたとは思

ますが、当初は全ての子局について全部やり直そうと、スピーカーも含めて、ポールも含めてやり直そうという計画でございました。ただ、この設計によりますと、先ほど言いました5億6,000万円とかそれぐらいの多大な費用になるので、これやはり経費節減しなければならないと、それから効率化も図っていく必要があるということで、ポール、スピーカーについては、使えるものは使おうということで、現地調査もした上でそういう形で精査させていただいて、削減につなげたというところでございます。

○奥野 学議長 今坂しあわせ創造部理事。

○今坂しあわせ創造部理事 お答えいたします。

台風21号で発生した台風ごみの処理の受け入れの期限なのですが、やはり最近でも電話等での受け入れのお問い合わせがまだ残っているような状況でありますので、一応国庫補助対象にはなりませんけれども、受け入れ時期をもう少し慎重に見きわめながら対応していきたいと考えております。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 防災行政無線のことなのですがね、使えるものは引き続き使おうと、それはあるべき姿勢だと思うのです。ですけど、ふと今聞いてみようと思って、思いついたのですがね、昨日の質問でもいろいろお答えいただいている、よその自治体でも同じようにデジタル化の作業、工事をしていて、よそでも聞き取りにくいというような声を聞いているのだというようなことを言っておられました。それで、よそも同じようにスピーカーは更新せずにシステムだけを変えて、回線だけを変えてやっているところについてのことなのか、聞こえにくいって言っているのはね、それともよそを調べていただいて、その調べていただいた中に、岬町でも当初予定をしていたスピーカーもつけかえるということを計画していたわけですけど、当初予定していたような工事をしたところについてもやはり聞こえにくいというような実態を聞いているのか、そのあたりについてお聞きしておきたいと思います。

それから、もう1点の災害等廃棄物処理事業費補助金、問い合わせがまだ続いているということで、受け入れの締め切りというか、それについては慎重に見きわめたいと、大変住民の立場に寄り添った回答だなど思っているのですけれど、これね、基本的に国の姿勢としては、もう申請を受け付けないというか、そういう時期に今確かに入っていると思います。ただ、事情がある場合は、今年度にわたっても申請を受け付けますというようなことも以前私調べたときに書いてありました。その事情というのが各個人さんによる事情によるところが大きいと思うので、これだけの期間がたってから災害による廃棄物が出てきたということの事情が国に申請をして受け入れ

られるものかどうかというのは国の判断によるところだと思うのですが、岬町としてそういう状況があって、国からの補助金が基本的にはもらえない時期にもかかわらず無料で受け入れようとする姿勢はもう私すごく評価できると思うのですが、同時に国に対してもぜひ問い合わせをしていただきたいなど。恐らく遅れて廃棄物を排出せざるを得ないということについては、例えばそのご家庭が普段はそこにいない、例えば親の家なんかで、整理しに来たらまだあったというような状況があるとか、それぞれ妥当性のある理由ということがあるのかもしれませんが、そういうことも調べて、大変だとは思いますが、もし国が事情があると認めて、補助金出しましょうという対象にするようであれば、そのように手続きをして、少しでも財政負担を減らすということの努力もぜひ模索していただきたいと要望したいと思います。

質問は防災行政無線の1点目のみでございます。お願いします。

○奥野 学議長 竹下危機管理監。

○竹下危機管理監 お答えいたします。

昨日近隣の状況なりもお伝えしたのですが、デジタル化に変わって、放送内容が聞き取りにくいかどうかというところでの調査でしたものですから、実際の整備の内容、スピーカーを変えたり鋼管柱を変えたり、そこまで突っ込んだ調査はしておりませんが、鋼管柱が減ったということ言っていた市もありますし、苦情があってその都度にスピーカーの方向を変えているという市もありましたので、全部交換した市、それから既存のものを継続使用した市、両方あると思います。ですので、スピーカーの交換等にかかわらず聞こえにくくなったということが少なからずあったということでございます。

○奥野 学議長 質疑ございませんか。松尾 匡君。

○松尾 匡議員 私から主に三つございます。

すみません、先に、私の聞き逃しであればすみません。1点目、16ページの交通安全対策特別交付金の交通安全対策特別交付金で153万円ですね、これは、何かをされなくて減額をされて翌年に持ち越しているということか、もう少しその事業に対しての、もし事業であれば詳しい説明をお願いしたいということと、あと、40ページの一番上ですね、危機管理担当の消防団員年間報酬ということで109人となっています。これは31万2,000円減額になっているのですが、これは人数の減少によるものなのか、それとも出動回数の減少によるものなのかということをお伺いしたいということと、その四つ下の危機管理担当自主防災組織育成事業補助金ということで74万円減額になっております。これは、当初自治区への自主防災組織の育成についての補助金というのはこれぐらい出てくだろうと予測しておられたと思うのですが、減額という

ことで、当初より少なかったのかなと思うのですけれども、もう少し詳細をお伺いしたいなと思います。

○奥野 学議長 都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

交通安全対策特別交付金につきましては、道路交通安全施設整備の経費に充てるための交付金とされています。これは、道路交通法が昭和43年、大分前ですけれども、道路交通法の改正によって創設されました交通反則通告制度に基づき納付される反則金収入を原資として地方公共団体が単独で行います。例えば、防護柵、ガードレール、カーブミラー、こういった交通安全対策施設の設置に対する費用を交付されるものでございます。基本的には総務省の管轄になってございまして、都道府県知事を通じて市町村に配分されるという形になっています。

例年400万円交付金いただけるということで、想定して上げさせていただいているのですが、これも年々若干減ってきているということもございまして、今年度247万円を交付されるということで、その差額分を落とさせていただいています。

○奥野 学議長 竹下危機管理監。

○竹下危機管理監 お答えいたします。

まず、40ページ、消防団の年間報酬でございしますが、これは、年間報酬でございしますから、出勤ではなく団員1人に対して幾らという形での支給でございします。当初、団員数を109人で予算要求しておりました。実際は103人でございました。その差額が31万2,000円ということでございます。

それから、自主防災組織育成事業の補助金でございしますが、これ当初で、1地区大体10万円程度になるのですが、これを推進、促進していきたいということで、10地区分予算化しておりましたが、実際に活用されたのは3地区であったということで74万円不用額が生じてきたということでございます。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 1点目の交通安全対策特別交付金ですね、これ年々減ってきているということで、やはりこれ前年度の実績分が来年度の予算になっていくということでしょうか。

あと、次の自主防災組織育成事業補助金ですけれども、やはり10地区分を予定していたけれども3地区分になってしまっているということですよ、これって本当に大事な事業だと思うのです。なので、やはりまだまだ周知がされていないところがあるのかなと思いますし、できればこちらから、例えば出向いて詳細な説明をして、またその自主防災組織の組織をつくるゼロから

の説明をするなりぜひやっていただきたいなど、このように私から、これはお願いで結構ですけどもやっていただきたいなど、このように思います。

1点だけお願いします。

○奥野 学議長 家永都市整備部長。

○家永都市整備部長 ただいまの質問にお答えいたします。

ここ数年の実績としましては、平成29年度で若干300万円を切っておりますが、その前、28年より以前は300万円代の交付金ということでいただけていますので、今回も200万円を切っておりますが、300万円から400万円ぐらいで歳入としては当初予算で計上させていただきたい。これが実績値になって翌年に反映されるということでは、そういう制度ではございませんので、そのときの原資の都合によるのかなと思いますけども、ですから、予算につきましては300万円から400万円ぐらいで、歳入としては上げさせていただきたいとは思っています。

○奥野 学議長 質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第33号「専決処分の承認について（平成30年度岬町一般会計補正予算（第9次））」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第33号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

○奥野 学議長 日程第2、議案第34号「専決処分の承認について（平成30年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第3次））」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 日程第2、議案第34号、専決処分の承認について（平成30年度岬町下水道事業特別会計補正（第3次））の件につきましてご説明いたします。



本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の理由といたしましては、平成30年度岬町下水道事業特別会計決算見込みにおきまして、不用額及び地方債借入額の決定による地方債限度額の変更等に係る補正予算を調製し、議会の議決を得る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年3月29日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,445万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,500万6,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。

第1表歳入歳出予算補正をご覧ください。

まず、歳入予算につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては8ページから9ページに記載しておりますのであわせてご参照願います。

繰入金につきましては、下水道事業特別会計の財源調整により、一般会計繰入金1,108万7,000円を減額計上いたしております。

次に、町債につきましては、地方債借入額の決定に伴い1,270万円を減額計上いたしております。内容といたしましては、公共下水道事業債1,270万円を減額計上するものでございます。

次に、諸収入につきましては、流域下水道事業市町村負担金返還金を508万6,000円増額計上するものでございます。

次に、使用料及び手数料につきましては、収入見込みにより下水道使用料464万5,000円を増額計上いたしております。内容としましては、現年度分464万5,000円の増額計上でございます。

次に、分担金及び負担金につきましては、収入見込みにより受益者負担金39万7,000円を減額計上いたしております。内容としましては、現年度分39万7,000円の減額計上でございます。

続きまして、歳出予算につきましてご説明いたします。

3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては10ページから11ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

総務費につきましては、支出見込みにより182万6,000円を減額計上いたしております。内容としましては、事業費の決定に伴い、排水設備改造補助金38万円を、負担金の決定に伴い大阪府流域下水道事業維持管理負担金144万6,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

次に、事業費につきましては、支出見込みにより1,103万8,000円を減額計上いたしております。内容としましては、入札減により設計業務委託料117万8,000円及び事業認可変更設計業務委託料680万8,000円を、また、落札減並びに事業費の確定に伴い公共下水道工事49万9,000円、マンホールポンプ更新工事31万3,000円、及び工事支障物件移設補償費224万円をそれぞれ減額計上するものでございます。

次に、公債費につきましては、支出見込みにより158万9,000円を減額計上いたしております。内容としましては、不用額調整により地方債利子償還金58万9,000円、一時借入金利子100万円を減額計上するものでございます。

4ページをご参照願います。

第2表地方債補正をご覧ください。

地方債借入額の決定に伴い下水道事業の起債限度額1億8,790万円を1億7,520万円に変更を行うものでございます。

以上が補正予算の内容でございます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第34号「専決処分の承認について（平成30年度岬町下水道事業特別会計補正（第3次））」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第34号は原案のとおり承認することに決定

しました。

---

○奥野 学議長 日程第3、議案第35号「専決処分の承認について（平成30年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第3次））」を議題とします。

本件について提案理由を求めます。総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第3、議案第35号、専決処分の承認について（平成30年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第3次））につきましてご説明いたします。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めますのでございます。

裏面の専決処分書をご覧ください。

専決処分の理由といたしましては、平成30年度岬町多奈川財産区特別会計決算見込みにおきまして、一般会計で実施した町道多奈川歴史街道線整備事業等の不用額に伴う補正予算を調製し、議会の議決を得る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により平成31年3月29日に専決処分したものでございます。

それでは、補正予算の内容につきましてご説明いたします。

予算書の1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ471万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,878万4,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

2ページの第1表歳入歳出補正予算をご覧ください。なお、詳細につきましては、7ページ、8ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

一般会計繰出金の減額に伴い、財源としていた多奈川地区財産区基金繰入金を471万7,000円減額いたしております。

次に、歳出予算につきましてご説明いたします。

3ページをご覧ください。なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

一般会計で実施した町道多奈川歴史街道線整備事業等の不用額に伴い、一般会計繰出金を471万7,000円減額いたしております。

以上が補正予算の内容でございます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第35号「専決処分の承認について（平成30年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第3次））」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第35号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

○奥野 学議長 日程第4、議案第36号「令和元年度岬町一般会計補正予算（第2次）について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第4、議案第36号、令和元年度岬町一般会計補正予算（第2次）についてをご説明いたします。

足元の景気は緩やかな回復基調にあると言われているものの、本格的な回復にはなお時間がかかると見られております。本町の財政は引き続き厳しい状況にあることから、今般の補正予算につきましては、緊急性の高い経費を中心に編成をいたしております。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ828万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億7,991万5,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。

第1表歳入歳出予算補正をご覧ください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては7ページから10ページに記載しておりますのであわせてご参照願います。

国庫支出金といたしまして、108万6,000円を計上いたしております。内容といたしま

しては、空家の所有者等がみずから行う除却工事費の一部を補助する事業に充当する社会資本整備総合交付金（民間住宅空家除却事業）100万円を、土砂災害特別警戒区域内の建築物に対して住民みずからが実施する移転等に対して費用の一部を助成する事業に充当する社会資本整備総合交付金（土砂災害特別警戒区域内家屋移転等）8万6,000円をそれぞれ計上いたしております。

府支出金といたしましては、国庫支出金と同様に土砂災害特別警戒区域内家屋移転等助成事業費補助金4万3,000円を計上いたしております。

繰入金といたしましては、598万円1,000円を計上いたしております。内容といたしましては、本補正予算の編成に必要な財源といたしまして、財政調整基金繰入金482万5,000円を、深日会館の空調機の購入に必要な財源として深日財産区特別会計繰入金37万6,000円を、小島集会所の空調機の購入に必要な財源として多奈川財産区特別会計繰入金78万円をそれぞれ計上いたしております。

諸収入といたしましては、117万9,000円を計上いたしております。内容といたしましては、淡輪17区から集会所便所改修事業負担金3万円を、今年度から水道事業が大阪広域水道企業団に移行され、水道企業で所有していた旧水道庁舎が町の財産に移管されたことに伴い、旧水道庁舎に入居する企業団が使用する電気代相当額として事務負担金（庁舎管理分）114万9,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては11ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

総務費といたしまして332万2,000円を計上いたしております。内容といたしましては、旧水道庁舎の電気代に係る光熱費191万7,000円を、淡輪17区集会所の便所のうち男女1カ所ずつを温水洗浄便座にするための工事費24万9,000円を、いずれも老朽化した集会所の空調機の更新といたしまして、深日会館分37万6,000円を、小島集会所分78万円をそれぞれ計上いたしております。

土木費につきましては、217万3,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、土砂災害特別警戒区域内の建築物に対して、住民みずからが実施する移転等に対する費用の一部助成金17万3,000円を、空家の所有者等がみずから行う除却工事費の一部補助金200万円をそれぞれ計上いたしております。

なお、土砂災害特別警戒区域内家屋移転等助成金、不良空家等除却補助金とも当初予算におい

て計上いたしておりますが、土砂災害特別警戒区域内家屋移転等助成金は、国の補助基本額の増額によるもの、不良空家等除却補助金は、国庫補助金の増額内示があったものに伴うものでございます。

消防費につきましては、279万4,000円を計上いたしております。内容といたしましては、現在、危機管理担当は本庁舎2階のフロアにおいて執務をしておりますが、災害対策本部室及び無線統制室などとの一体的な運用管理を図るため、4月以降降水すいセンターの移転により空室となった旧水道庁舎1階会議室に移転を行うための改修工事費等を計上するものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件は総務文教、事業の各常任委員会へ付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第36号、令和元年度岬町一般会計補正(第2次)については会議規則第39条第1項の規定により、総務文教・事業の各常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、議案第36号は、総務文教事業の各常任委員会に付託することに決定しました。

---

○奥野 学議長 日程第5、議案第37号「令和元年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第1次)について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第5、議案第37号、令和元年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第1次)につきましてご説明いたします。

予算書の1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万6,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ5,686万5,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

2ページの第1表歳入歳出予算補正をご覧ください。なお、詳細につきましては、7ページ、

8ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

本補正予算の編成に必要な財源といたしまして、繰入金、基金繰入金として深日地区財産区基金繰入金37万6,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

3ページをご覧ください。なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

諸支出金、繰出金として、一般会計繰出金37万6,000円を計上いたしております。内容といたしましては、一般会計で実施します集会所の空調機整備事業の財源として37万6,000円を繰り出すものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております令和元年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第1次)については会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

---

○奥野 学議長 日程第6、議案第38号「令和元年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第1次)について」を議題とします。

本件について提案理由を求めます。総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第6、議案第38号、令和元年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）につきましてご説明いたします。

予算書の1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,562万6,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

2ページの第1表歳入歳出補正予算をご覧ください。なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますのであわせてご参照願います。

本補正予算の編成に必要な財源といたしまして、繰入金、基金繰入金として、多奈川地区財産区基金繰入金78万円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

3ページをご覧ください。なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

諸支出金、繰出金として、一般会計繰出金78万円を計上いたしております。内容といたしましては、一般会計で実施します集会所の空調機整備事業の財源として78万円を繰り出すものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております令和元年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）については会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。



(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

---

○奥野 学議長 日程第7、議案第39号「工事請負契約の締結について（平成31年度町道海岸連絡線道路整備工事（その1）」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第7、議案第39号、工事請負契約の締結について（平成31年度町道海岸連絡線道路整備工事（その1）」につきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、平成31年度町道海岸連絡線道路整備工事（その1）の施工にあたり、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、平成31年度町道海岸連絡線道路整備工事（その1）。契約の方法は指名競争入札でございます。

契約金額は1億1,892万9,140円、うち消費税及び地方消費税の額は1,081万1,740円であります。

契約の相手方は、大阪府泉南郡岬町淡輪2532番地の1

株式会社松建興業 代表取締役 松尾敏生でございます。

契約の経過及び工事の概要につきましてご説明いたします。

議案書に添付しております参考資料の1ページ、入札結果（経過）調書をご覧ください。

工事名、工事場所は省略させていただきます。

工期は、議会の議決日から令和2年3月31日までで、入札予定価格は税抜きで1億5,227万8,000円となっております。

入札予定価格が3,000万円以上のときには低入札価格調査制度を適用しており、調査基準価格は税抜きで1億2,401万4,000円と公表を行っております。

また、本町では、昨年8月から入札予定価格が3,000万円以上のときには失格基準価格を設けております。近年、低価格での入札件数が増加していることから、不適切な履行や下請業者、労働者への不当なダンピングを防止するため、当該契約の内容に適合した履行が確保できないおそれが高いと判断する価格基準として失格基準価格を国等の制度に準じて設けたもので、失格基準価格を下回る入札は失格となります。失格基準価格は税抜きで1億811万7,000円と設

定しております。失格基準価格につきましては、事前公表ではなく、落札者の決定後に公表を行っております。

入札年月日は、令和元年5月13日でございます。

指名業者数は調書記載の12者で、事前辞退が2者あり、10者が応札し、うち4者が調査基準価格を下回る額で入札を行いました。調査基準価格を下回った4者のうち2者が失格基準価格を下回り失格となりました。

調査基準価格を下回った応札者のうち失格基準価格を上回った応札者の中で最も価格の低い応札者から、当該金額で入札した理由、入札金額の積算内容、手持ち工事の状況、資材購入先などに係る資料の提出を求め、5月15日に関係課の職員で構成する低入札価格調査部会を開催し、今回の入札価格によって契約内容に適合した履行が確保されるかについて、提出資料から調査を行いました。業者の積算では、工事目的物をつくるために直接必要とされる経費である直接工事費は、町の設計額と大差がなく、昨年度に施工した続きのため現場状況等に精通していること、事務所が工事現場に近いこと、自社所有の建設機器、手持ち資材を有効に活用することにより、その他の関連する経費を抑えることができるとの説明がありました。必要な項目についての積算が行われており、工事完了まで町の指導を遵守し、施工に万全を期する旨が業者から申し出られていることから、当該入札価格により契約内容に適合した履行がされると判断し、当該業者を落札業者として決定して5月21日に仮契約を締結いたしました。なお、落札率は予定価格の71%となっております。

2ページをご覧ください。

本工事の概要は、道路整備一式で、工事延長は380メートル、道路幅員は、車道片側1車線3.5メートル、全幅7メートル、片側歩道2.5メートルの道路整備となります。

3ページに工事箇所を、4ページに詳細図を記載しております。

工事箇所は町道畑山線から南海本線までの区間の道路整備となります。

以上が議案の概要でございます。

本件につきましては、事業委員会へ付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております工事請負契約の締結について(平成31年度町道海岸連絡線道路整備工事(その1))は会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、事業委員会に付託することに決定しました。

---

○奥野 学議長 日程第8、議案第40号「工事請負契約の締結について(平成31年度町道多奈川歴史街道線道路整備工事)」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第8、議案第40号、工事請負契約の締結について(平成31年度町道多奈川歴史街道線道路整備工事)につきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、平成31年度町道多奈川歴史街道線道路整備工事の施工にあたり、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定より議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、平成31年度町道多奈川歴史街道線道路整備工事、契約の方法は指名競争入札でございます。

契約金額は4,630万4,060円、うち消費税及び地方消費税の額は420万9,460円でございます。

契約の相手方は、大阪府泉南郡岬町多奈川谷川2326番地の10

株式会社三幌工業、代表取締役、芳山龍夫でございます。

契約の経過及び工事概要につきましてご説明いたします。

議案書に添付しております参考資料の1ページ、入札結果(経過)調書をご覧ください。

工事名、工事場所は省略させていただきます。

工期は、議会の議決日から令和2年1月31日まで。入札予定価格は税抜きで5,766万4,000円、調査基準価格は税抜きで4,620万円、失格基準価格は税抜きで4,209万4,

000円、入札年月日は令和元年5月16日でございます。指名業者数は、調書記載の15者で、事前辞退、他工事落札により辞退扱いが6者あり、9者が応札し、うち5者が調査基準価格を下回りました。調査基準価格を下回った5者のうち2者が失格基準価格を下回り失格となっております。調査基準価格を下回った応札者のうち失格基準価格を上回った応札者の中で最も価格の低い応札者から当該金額で入札した理由、入札金額の積算内訳、手持ち工事の状況、資材購入先などに係る資料の提出を求め、5月22日に関係課の職員で構成する低入札価格調査部会を開催し、今回の入札価格によって契約内容に適合した履行が確保されるかについて、提出資料から調査を行いました。業者の積算では、工事目的物をつくるために直接必要とされる費用である直接工事費は、町の設計額と大差がなく、工事現場の近くに自社倉庫と資材置き場を持っていること、日常取引会社から安価に資材を確保することができることによりその他の関連する経費を抑えることができるとの説明がありました。必要な項目についての積算が行われており、工事完了まで町の指導を遵守し、施工に万全を期する旨が業者から申し出られていることから、当該入札価格により契約内容に適合した履行がされると判断し、当該業者を落札業者として決定して5月22日に仮契約を締結いたしました。なお、落札率は予定価格の73%となっております。

2ページをご覧ください。

本工事の概要は、道路整備一式で、工事延長は272メートル、道路幅員は車道片側1車線2.5メートル、全幅5メートルの道路整備となります。

3ページに工事箇所を、4ページに詳細図を記載しております。

工事箇所は西川付近から町道産土線への取りつけまでの区間の道路整備となります。

以上が議案の概要でございます。

本件につきましては、事業委員会へ付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております工事請負契約の締結について（平成31年度町道多奈川歴史街道線道路整備工事）は会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思いません。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、事業委員会に付託することに決定しました。

---

○奥野 学議長 日程第9、議案第41号「工事請負契約の締結について（岬町防災行政無線再整備工事（その2））」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第9、議案第41号、工事請負契約の締結について（岬町防災行政無線再整備工事（その2））につきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、岬町防災行政無線再整備工事（その2）の施工にあたり、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定より議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、岬町防災行政無線再整備工事（その2）、契約の方法は制限つき一般競争入札でございます。

契約金額は2億6,772万9,000円、うち消費税及び地方消費税の額は2,433万9,000円であります。

契約の相手方は、大阪府大阪市中央区城見1丁目4番24号

日本電気株式会社関西支社 関西支社長 谷口充でございます。

契約の経過及び工事概要につきましてご説明いたします。

議案書に添付しております参考資料の1ページ、入札結果調書をご覧ください。

工事名、工事場所は省略させていただきます。

工期は、議会の議決日から令和2年12月22日まで。入札予定価格は税抜きで2億4,976万3,000円、低入札価格調査制度の調査基準価格は税抜きで2億2,478万6,700円、失格基準価格は税抜きで1億7,608万2,000円となっております。本町では、土木一式工事、建築一式工事において2億円以上の工事を発注する場合、一般競争入札により契約の執行手続を行うことを定めており、今回の工事は電気通信工事ではありますが、土木一式工事、建築一式工事に準じて制限つき一般競争入札により実施を行いました。制限つき一般競争入札は、

不良、不適格業者の排除や工事の品質確保の観点から、入札参加資格に一定の条件を付した上で、当該条件を満たす入札参加希望者により入札を実施する方法となっております。

2ページ、制限つき一般競争入札の経過概要をご覧ください。

5月7日に入札広告をホームページに掲載する方法により行い、工事概要、予定価格、低入札価格調査制度の調査基準価格、一般競争入札に参加する者に必要な資格、経営の規模等の要件を公表いたしました。

参加に必要な資格につきましては、本町の平成31、32年度建設工事入札参加資格審査申請登録業者、電気通信業者であること、特定建設業の許可を受けていること、大阪府内に本社、支店、または営業所及び保守サービス拠点を有すること、経営事項審査結果の総合数値が電気通信工事において大阪府の発注基準に準じて決めました970点以上であること、一定の基準を満たす管理技術者を専任で配置できることなどであります。

5月8日から5月14日まで競争入札参加資格確認申請書の受け付けを行い、1者から申請が行われ、資格要件を満たすことを確認いたしました。5月30日に入札を執行し、1ページの入札結果のとおり1者の応札があり、入札予定価格を下回る額で入札が行われましたので、当該業者を落札業者として決定し、6月3日に仮契約を締結いたしました。なお、落札率は予定価格の97.4%となっております。

3ページをご覧ください。

本工事の概要は、デジタル防災行政無線システム（同報系）再整備工事で、屋外拡声子局設備整備66局、再送信屋外拡声子局設備整備1局となります。

4ページに整備工事のイメージ図を、5ページに工事箇所を、6ページに屋外拡声子局の参考図を、7ページに再送信子局の参考装柱図を記載しております。

以上が議案の概要でございます。

本件につきましては、総務文教委員会へ付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 この案件ですが、総務文教委員会に付託ということで、所属しておりませんので確認させていただこうと思います。

額の大きい入札において、1者の入札にならざるを得なかった、こういう背景、その業者というのがとても忙しくて1者しかなかったというのか、工事が大き過ぎ、できれば町内業者が受けられるような環境で入札していただいたらよかったのになと思いつつ、結果こういうようになっているのですが、その点どのように背景があったのか教えてください。

○奥野 学議長 西総務部長。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

まず、1者しか入札がなかった理由ということでございますが、これは、業者さんが参加するかどうかの問題になってくるので、詳しい状況というのはわかりかねるところではございますけれども、簡易無線局のアナログ方式の周波数につきましては、これまでも議会のほうでも説明させていただいていますが、2022年の11月末で停波されるということで、全国的に行政防災無線の更新作業が進められている状況でございます。そういうこともありまして、業者にとってはなかなか今の時点としては参加しにくい状況にあるというようなことを伺っております。

また、昨年度親局の整備を行っているところでありますが、今回の工事につきましては、親局との連携が必要となるということから、それらの条件も踏まえながら業者として考えられたのかなと思っています。

ただ、入札につきましては、一般競争入札でございますので、広く門戸を開けておりますので、参加意欲のある方についてはどの方でも資格さえ持てば参加できるということで、門戸は広げさせていただいていたところでございます。

2点目の町内業者でございますけれども、今回の工事につきましては、電気通信工事が工事の対象となってくるところでございます。町内の登録業者を調べたところこの電気通信業の許可を有しているところがなかったというところでございます。

ただ、昨年もそうでございますけれども、業者が決定した際には、本町経済の活性化及び地元業者育成の観点から下請業者へ町内業者の活用、それから機材等の購入やリースに当たってもできるだけ町内業者を活用するようにお願いしたいと考えております。

今回の契約の相手方からもできるだけ地元業者を活用したいと聞いているところでございます。

○奥野 学議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております工事請負契約の締結について（岬町防災行政無線再整備工事（その2））は会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

---

○奥野 学議長 日程第10、議案第42号「岬町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第10、議案第42号、岬町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、本条例で定めています大規模災害で被災した方への貸付制度であります災害援護資金について所要の改正を行うものでございます。

改正案の概要につきましてご説明させていただきます。

議案書裏面及び新旧対照表をご覧ください。

まず、本条例で定められています災害援護資金制度の概要についてご説明いたします。

災害援護資金は、災害弔慰金の支給等に関する法律を根拠に、市町村が実施主体となって、災害救助法の適用を受けた大規模な災害により被害に遭われた方に対し、最大350万円の災害援護資金の貸し付けを行う制度でございます。

改正内容といたしましては、まず、第1条の目的で、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令が今般改正されたことに伴い、その法令の正式名称に変更し、次に、災害援護資金の貸し付けに関し、第14条第1項において保証人を立てることができると保証人を選択要件として定め、第2項では、保証人を立てる場合は貸し付けを受けた者と連帯して違約金を包含する保証債務を負担するものとしております。

また、第15条第1項では、貸し付け利率について、据置期間中は保証人の有無にかかわらず無利子とし、据置期間経過後は、保証人を立てている場合は無利子、それ以外の場合は年1.5%と定め、第2項においては、町長が特に必要がないと認める場合にあっては利子を付さないことができるとしております。



次の第16条においては、償還方法としまして、年賦償還に加え、半年賦償還、または月賦償還の方法を選択できるようにし、そのほか第3項においては、政令の改正に伴う条項ずれを修正する改正を行ったものでございます。

また、附則において、本条例は公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用すると定め、適用日以降に生じた災害により被災を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについて適用するとしております。

以上が改正案の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、厚生委員会に付託することに決定しました。

---

○奥野 学議長 日程第11、議案第43号「岬町国民健康保険条例の一部改正について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第11、議案第43号、岬町国民健康保険条例の一部を改正する件につきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、国民健康保険法施行令の一部改正及び大阪府国民健康保険運営方

針が一部改正されたことに伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

国民健康保険法施行令の改正は、低所得者に係る軽減基準が見直されたことに伴い改正されたもので、大阪府国民健康保険運営方針の改正は、事業費納付金の算定に係る対象公費の見直しが行われたところでございます。

それでは、改正案の概要につきましてご説明させていただきます。

議案書裏面及び新旧対照表をご覧ください。

一般被保険者に係る基礎賦課総額について規定する第12条の3、第2号中にあります「ヌまで及び」の次に「ヲ（大阪府知事が定めるものに限る。）並びに」を加えるものでございます。

これにつきましては、療養給付費等に要する費用などの必要経費から国庫負担金、調整交付金などの公費を差し引いた残りの金額を保険料基礎賦課総額として賦課し、徴収して大阪府に事業費納付金として納付します。今回で加えられる「ヲ（大阪府知事が定めたものに限る。）」は、公費として差し引く特別調整交付金の一部であり、それが追加されることにより公費の額が増加し、保険料として賦課する基礎賦課総額が減少することになります。

次に、保険料の軽減判定する基準を規定する第20条第1項第2号中にあります27万5,000円を「国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号ロの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることとされた額」に改め、同項第3号中にあります「50万円」を「国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号ハの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることとされた金額」に改めるものでございます。

国民健康保険法施行令第29条の7は、市町村の保険料の賦課に関する基準が規定されており、この基準どおりに本条例で規定し、保険料を算定しております。この中で保険料の減額を判定する基準において、本施行令に規定された基準の金額として27万5,000円及び50万円をそれぞれ条例で規定しておりましたが、今回の本施行令の一部改正に合わせて、本施行令に規定する基準とする内容となっております。

なお、今回の本施行令の一部改正により2割軽減となる判定基準の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることとされた額は、27万5,000円から28万円に、また、5割軽減となる判定基準の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることとされた額は、50万円から51万円に拡充されております。

次に、附則につきましては、施行期日を公布の日からとし、平成31年4月1日から適用し、この条例による改正後の第20条第1項第2号及び第3号の規定は、平成31年度以降の年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料につきましては、なお従前の例に

よる旨の経過措置を定めております。

以上が改正案の概要でございます。

本件は厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町国民健康保険条例の一部改正については会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、厚生委員会に付託することに決定しました。

---

○奥野 学議長 日程第12、議案第44号「岬町教育委員会委員の任命について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、田代 堯君。

○田代町長 日程第12、議案第44号、岬町教育委員会委員の任命についてご説明を申し上げます。

現在、欠員となっている岬町教育委員会委員に鳥居幸雄氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

同氏の住所は、大阪府泉南郡岬町多奈川谷川1283番地、生年月日は、昭和27年2月13日です。経歴等につきましては議案書裏面をご参照いただきたいと思います。また、教育委員の任期につきましては4年でございます。

何とぞご同意賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、人事に関することですので、委員会付託及び討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより、議案第44号「岬町教育委員会委員の任命について」起立により採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方の起立を願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第44号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

○奥野 学議長 日程第13、報告第3号「平成30年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」報告を求めます。財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第13、報告第3号、平成30年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてをご説明いたします。

本件は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものでございます。

裏面をご参照願います。

事業の完了が翌年度となる繰越事業といたしましては、深日墓地法面改修事業外6事業となっており、翌年度への繰越額の合計は6億3,380万7,000円となっております。

また、翌年度繰越額の財源内訳といたしましては、平成30年度に収入されました既収入特定財源といたしまして、深日墓地法面改修事業に係る深日財産区特別会計繰入金1,400万円、未収入特定財源といたしまして、平成30年度の国庫支出金、府支出金の交付決定や地方債の同意に基づき、翌年度に収入予定の国・府支出金及び地方債を合計で5億5,616万9,000円、一般財源は6,363万8,000円となっております。

なお、ここに掲げております各事業につきましては、一般会計補正予算(第8次)におきまして限度額を設定し、既に翌年度に明許繰越を行ったものでございます。

また、各事業に係る金額及び財源内訳につきましては、ご覧のとおりとなっております。

以上が平成30年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の概要でございます。

○奥野 学議長 財政改革部長の報告が終わりました。

ただいまから質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これをもって平成30年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての件を終わります。

---

○奥野 学議長 日程第14、報告第4号「債権の放棄の報告について」報告を求めます。都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 日程14、報告第4号、債権の放棄についてご報告いたします。

本件につきましては、岬町債権管理条例第17条の規定により、別紙のとおり債権を放棄しましたので、同条例第18条の規定により報告するものでございます。

本町が有する債権を放棄することができるのは、法律もしくはこれに基づく政令または条例に特別の定めがある場合などに限られております。今般岬町債権管理条例において定める債権放棄に係る特例規定を適用し、町営住宅使用料に係る債権の放棄を行うものでございます。

また、入居者である債務者が債務を履行しない場合、保証人に対してその履行を請求できることから、保証人に対しましても債務履行を請求いたしましたが、今般債務者並びに保証人に対する債権を回収することが困難であると判断したことから、本年5月15日をもちまして債務者及び保証人に対する債権の放棄を行いましたので、その概要をご報告させていただきます。

債権の名称は町営住宅使用料でございます。

放棄した債権の金額は85万3,037円でございます。債務者別の内訳は別紙のとおりでございます。

債権を放棄した理由につきましては、岬町債権管理条例第17条第7号の規定に該当することになったためでございます。詳細につきましては、別紙債権放棄報告書により説明させていただきます。

債権放棄報告書をご覧ください。なお、債権放棄に関する議会への報告手続きにつきましては、岬町債権管理条例施行規則第18条に規定されており、債権の名称、放棄した債権の額及び放棄した理由、その他必要な事項を記載した債権放棄報告書により報告することとされております。

今般債権放棄した債務者は4名でございます。それぞれ番号によって区分して、放棄した債権

の金額及び放棄した理由を記載しており、上段が債務者、下段が保証人についてそれぞれ適用した根拠条文を記載しております。

放棄した理由としましては、入居者である債務者の全てが岬町債権管理条例第17条第7号アに規定する債務者に差し押さえることができる財産がないときに該当すると認められました。

また、保証人につきましては、岬町債権管理条例第17条第7号イに規定する強制執行をすることによって、債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるときに該当すると認められたものが2件、同条第17条第7号ウに規定する債権者の住所及び差し押さえることができる財産がともに不明であるときに該当すると認められたものが1件となっております。

なお、債務者番号4番の保証人は、今般の債務が消滅時効に係る5年の時効期間が経過していることから、民法に規定する時効の運用を行ったことにより、当該保証人に対する債権は消滅していることを参考として記載しております。

こうした債権の放棄に係る根拠法令であります岬町債権管理条例などの抜粋を記載しておりますので、後刻ご確認ください。

なお参考に、今般債権放棄の対象者は町営住宅の入居者でありましたが、既に住宅からの退去、または明け渡しを受けており、今後新たに放棄する債権が生じることはございません。

また、この債権放棄に必要な債務者及び保証人の所在調査及び財産調査などは町税などの滞納金の徴収を担当します財政改革部などの協力を得て確認を行ったところであります。

以上で報告を終わらせていただきます。

○奥野 学議長 都市整備部長の報告が終わりました。

ただいまから質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これをもって債権の放棄の報告についての件を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

各常任委員さんには、委員会付託分の審議についてよろしくお願ひします。

次の会議は6月27日の全員協議会終了後に会議を開きますのでご参集ください。

どうもご苦労さまでございました。

(午前11時58分 散会)

以上の記録が本町議会第2回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和元年6月12日

岬町議会

議 長 奥 野 学

議 員 道 工 晴 久

議 員 中 原 晶